様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年　4月　30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） えねわーるどかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 エネワールド株式会社  （ふりがな） うえたに しんや  （法人の場合）代表者の氏名 上谷 真也  住所　〒530-0041  大阪府大阪市北区天神橋1丁目 9-5  アドバンス天神橋 1階  法人番号　2120001217752  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DX推進への取り組みについて』 | | 公表日 | 2023年06月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  <https://www.eneworld.co.jp/dx_strategy>  記載箇所：  エネワールドHP『DX推進への取り組みについて』ページ内、「トップメッセージ」第2パラグラフ、「DX経営ビジョン」、「経営ビジョンを実現するためのビジネスモデルの方向性」 | | 記載内容抜粋 | DXが社会へもたらす影響は、新たな事業創出による雇用の増加、より住みやすい世の中を作っていくための取り組みだと信じており、その一翼を担えればと思い、日々邁進しております。  “わたしたちは、一人一人の生産性を高めることで、デジタルを活用したイノベーティブなシステム・サービスを提供し、社会全体の生産性を高めていきます”  わたしたちが狙うのは、今までになかったシステム・サービスだけでなく、既存にあるものも「よりわかりやすく」「より使いやすい」ものを「より安く」をベースに個々の人材がクリエイティブになれるよう日々育成を行っていきます。  エネルギー業界は、インフラの構築・運営が主体になるため、サービスの多様性にたどり着きにくくなっています。  これは大規模なエネルギープラントでは、利権が固まっており、保守的な考えが中心になっていることも要因の一つと言えます。  ただ、あくまでエネルギーを使用するのは数百万の会社であり、数億の個人になります。  その数億、数百万が「より自由に選択できる」「より円滑に必要とする人・会社に出会える」「より最適なサービスを享受できる」そんな社会になるようデジタル技術を駆使し、付加価値の高いシステム、サービスを創出する中で、よりDX意識の高い人材を育成しDXを実現していくよう尽力して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該ページへの記載内容は、取締役会にて決議された内容に基づき作成され、公表しております |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DX推進への取り組みについて』 | | 公表日 | 2023年06月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  <https://www.eneworld.co.jp/dx_strategy>  記載箇所：  エネワールドHP『DX推進への取り組みについて』ページ内、「エネワールドのビジネス戦略」 | | 記載内容抜粋 | 【自社サービスによる業務改善と顧客の課題の早期解決】  ・自社で構築したマッチングプラットフォームにより、製品の周知や契約、データ化による顧客分析まで行うことで業務の効率化を推進するとともに、お客様のDX化推進の実現にも貢献  ・自社開発したオンラインで購入から工事の手配まで完了するシステムを自社で活用することでリードタイムを短縮するなど業務改善を行うとともに、お客様の課題の早期解決に尽力  ・AIで創エネ・蓄エネ・省エネ商材やサービスを導入することができるプラットフォームを構築し、自社で活用することで、「知識の共有」「商品の比較」「費用の低減」「リードタイムの短縮」「煩わしい業務の代行」を実現  【IT技術による業務の効率化】  ・既存のEコマースビジネスにより蓄積した顧客データや販売データなどを一元化し、営業リストの作成業務やマーケティングにおけるリサーチ業務を効率化  ・脱ハンコやペーパーレス化などの業務改善推進による社員の負担軽減 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該ページへの記載内容は、取締役会にて決議された内容に基づき作成され、公表しております |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ  <https://www.eneworld.co.jp/dx_strategy>  記載箇所：  エネワールドHP『DX推進への取り組みについて』ページ内、「エネワールドのビジネス戦略」、「DX推進体制」、「DX戦略実現のための環境整備への取り組み」 | | 記載内容抜粋 | 【DX人材の育成】  ・システム構築や保守管理経験のあるSE、ITリテラシーが高くコミュニケーション能力の高いシステムインテグレーターなどのキャリア採用の推進  ・デジタル技術やDXに関する社内研修を行い、またその人材を派遣する事業を行うことで企業に、社会に貢献できるDX人材を育成  DX推進チームの主な役割  ・業務プロセスや業務フローを見直し、業務改善に努める  ・デジタル技術の活用によるデジタルマーケティング、社内外とのコミュニケーションや提案を積極的に行う  ・デジタル技術による付加価値を提供する  ・DX人材の育成支援  エネワールド株式会社では社員全員が一丸となって、DX推進プロジェクトを遂行します。  ・DX人材の育成・キャリア採用の強化 社内研修を定期的に行うことでDX人材の育成に取り組み、DX人材のキャリア採用を強化することで社内のDX化を推進。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ  <https://www.eneworld.co.jp/dx_strategy>  記載箇所：  エネワールドHP『DX推進への取り組みについて』ページ内、「DX戦略実現のための環境整備への取り組み」 | | 記載内容抜粋 | エネワールド株式会社では、デジタル技術により事業・経営・社会への貢献を目的に週に一回の社内会議で自社開発による各プラットフォームに関する意見出しを行い、見直しや改良を随時行っています。  ・機器導入に係るシステム構築  機器の購入から設置工事までオンラインで可能なサービスの構築、整備。一連を自社システムにより管理。  ・事業企画  営業分析システムの導入により、分析・現状把握を簡易に行えるサービスの提供、環境整備。スムーズなコミュニケーションも行えるプラットフォーム。  ・社内ITシステム刷新  社内システムの計画的な刷新によるDX実現環境の整備。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DX推進への取り組みについて』 | | 公表日 | 2023年06月26日(2025年04月30日 一部更新) | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  <https://www.eneworld.co.jp/dx_strategy>  記載箇所：  エネワールドHP『DX推進への取り組みについて』ページ内、「DX戦略達成状況指標」 | | 記載内容抜粋 | エネワールド株式会社は、2027年度までのDX戦略の達成指標を以下のものとし、取り組んでまいります。  〇デジタルによる顧客の問い合わせ増加率：年間200%  〇社内でのDX関連研修：週1回以上  〇DX推進による労働生産性の向上、社員の労働環境改善 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年06月26日 | | 発信方法 | 当社ホームページ  <https://www.eneworld.co.jp/dx_strategy>  記載箇所：  エネワールドHP『DX推進への取り組みについて』ページ内、「トップメッセージ」第1パラグラフ、第3パラグラフ | | 発信内容 | エネワールド株式会社では、「Better than Yesterday（昨日より良く）」をモットーに創設以来、ITとエネルギーをコンセプトに良いサービスの提供と人材育成に努めています。デジタル技術による新たな付加価値の創出とDX人材の育成、そして既存の枠を超えて少しでも便利な世の中に貢献できるよう尽力してまいります。  弊社はDX事業を通じ、新たなアイデア、出会い・革新的なサービスを創造することで自社価値の向上とともに便利で感動的な体験の提供を目指しており、社会のニーズに応えることで「昨日より少しでも良い」未来を目指し続けます。  エネワールド株式会社では、社員の持つべき心構えの一つとして「Diversity（多様性）」を掲げています。  物事を俯瞰してみること、違う角度から見ることでアイデアが浮かんだり、新たな発想ができると考えているからです。  デジタル技術がもたらすものの中には、利便性と合理性が挙げられます。ただ、利便性と合理性だけでなく、更に多様性に優れたサービスの企画・開発・提供を継続して行っていくことが目的です。  これからも引き続きお客様のお声に耳を傾け、寄り添っていく経営を続けていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社ホームページ  <https://www.eneworld.co.jp/dx_strategy>  記載箇所：  エネワールドHP『DX推進への取り組みについて』ページ内、「情報セキュリティ対応方針」  SECURITY ACTIONに基づく、セキュリティ対策自己宣言「二つ星」の宣言を実施。  （手続き完了日：2023年2月15日）  当社が策定した情報セキュリティ基本方針に基づく、全社員に向けた情報セキュリティ研修を徹底。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。